

コラボノート SaaS サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ハイパー（以下「当社」といいます。）は、当社が定めたこの「コラボノート SaaS サービス契約約款」（以下「約款」といいます。）に基づきコラボノート SaaS サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する契約者（以下「契約者」といいます。）に提供します。

(約款の範囲)

第2条 この約款は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。契約者は、この約款を確認し、同意した上で利用契約を申込みものとし、契約者は、この約款に則って本サービスを利用するものとしします。

(約款の変更)

第3条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 この約款を変更するにあたっては、当社が契約者に対し、その内容を通知または告知するものとしします。

ただし、この通知が到達しない場合でも、当社ホームページ (<http://www.hyperpc.co.jp/>) 上で告知された場合には、変更後の約款が適用されるものとしします。

(用語の意義)

第4条 この約款における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとしします。

(1) サーバー領域

当社が管理するレンタルサーバー（以下「レンタルサーバー」といいます。）内に構築する本サービスを提供するための契約者専用のデータ領域（電氣的な保管空間）

(2) サービス契約

当社から契約者が本サービスの提供を受けるための契約

(3) 契約日

当社が契約者からの利用申込書を受諾した日

(4) サービス開始日

当社が契約者とサービス契約を締結後、当社がサーバー領域及びその他の環境を設定し、サービスの利用が可能となったと当社が判断し、定める日

(サービス提供区域)

第5条 本サービスの利用地域は日本国内とします。

第2章 契約

(利用契約の申込)

第6条 契約者はこの約款及び利用規約等の内容を承諾し、当社所定の利用申込書の提出をもって当社に本サービスの利用を申込みものとします。

(利用契約の成立)

第7条 利用契約は、利用契約の申込みに対して当社がこの申込みを承諾したときに成立します。

2 当社は、前項の規程にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が、技術上著く困難であると当社が判断した場合
- (2) 当社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載した場合または記入漏れがある場合
- (3) 申込者が料金等の支払を怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 申込者が公序良俗に反するおそれのある商品・サービスを提供する場合
- (5) その他当社が不相当と判断する相当の理由がある場合

3 当社は、利用契約の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがあります。

(利用契約の受諾とサービスの開始)

第8条 当社が利用契約を受諾した場合、申込者に対して本サービスの開始日及び本サービスの利用に必要なログイン名、パスワード等の必要な情報を書面、または電子メールにより通知します。契約者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により第19条の料金等を支払うこととします。

(使用権の許諾範囲)

第9条 当社は契約者に対し、本サービスについて以下の権利を許諾します。

- (1) 契約者は、利用契約で許諾されたユーザー数を超えない範囲で、本サービスを使用するユーザー（以下、「登録ユーザー」といいます。）を登録することができます。
- (2) 登録ユーザーとして登録された方のみ、本サービスの各種機能を使用することができます。
- (3) 契約者は、1つのライセンスで許諾されたユーザーの数を複数のライセンスに分割することはできません。

(4) 許諾されたユーザー数にかかわらず本サービスに同時にログインできるのは利用契約で許諾された「同時接続ユーザー数」を超えない範囲となります。

(利用容量)

第10条 契約者が利用可能なサーバー領域の容量については、契約者が申込み、当社が承諾した容量（以下「契約容量」といいます。）とします。

(契約容量超過の場合の措置)

第11条 契約者の利用容量が契約容量を超過した場合、契約容量を超えてデータの書き込み、サーバー登録はできなくなります。ただし、サーバー領域からデータの削除等を行い、利用容量が契約容量以下になった場合、または利用容量に見合った契約変更の手続きを行った場合は、再度データの書き込み、サーバー登録ができるようになります。

(契約内容の変更)

第12条 契約者からの請求により、本契約の申込みの内容を変更するときは、第6条及び第7条の規定に準じて取り扱うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第13条 契約者は、第35条に定める場合を除いて、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

第3章 サービスの提供停止等

(通信利用の制限)

第14条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

2 契約者が、当社の設備に過大な負荷を生じさせ、他の契約者のサービスの利用に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあるときは、当社は当該契約者の利用を制限することがあります。

(提供の停止)

第15条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 料金及びその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 利用契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (3) 当社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (4) 第31条の規定に違反したとき。
 - (5) その他当社が不相当と判断する行為を行ったとき。
- 2 当社は、前各号の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 本サービスの提供停止により、契約者及び他の第三者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(提供の中止)

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社のサービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社または他の事業者の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき。
 - (3) 第14条の規定による場合
 - (4) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行なうことが困難になったとき。
 - (5) その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由があると当社が判断したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、本サービスの遅延又は中断等が発生した場合でも、これに起因する契約者及び他の第三者が被った損害について一切の責任も負わないものとします。

第4章 契約の解除

(当社による利用契約の解除)

第17条 当社は第15条第1項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

2 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面、または電子メールにより契約者にその旨を通知します。

(契約者による利用契約の解除)

第18条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヵ月

前までに、当社所定の書式により、その旨を弊社に通知するものとします。但し、解除されたサービスに該当する利用料金がすでに支払われている場合は、弊社は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

2 契約者は、契約を解除するときには、サーバー領域内のデータを削除するものとします。契約者が何らかの理由により削除できない場合、当社が契約者に代わって削除を行います。

第5章 料金等

(料金等)

第19条 本サービスの料金は、別紙1「料金表」に規定する料金とします。

2 別紙1「料金表」に規定する料金のうち月額で規定されるものについては、サービス開始日を起算月として、その契約の解除があった日の属する月までの期間について支払いを要します。

(料金等の支払)

第20条 契約者は、本サービスの利用に係わる前条の料金等について、当社が指定する期日までに別途当社が定める方法で支払うものとします。

(消費税)

第21条 契約者が当社に対し料金等を支払う場合、当該料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

第6章 損害賠償

(損害の免責)

第22条 当社は、本サービスの利用により発生した契約者の損害に対し、その原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

2 本サービスの使用により、契約者が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決するものとします。

3 契約者の本サービス上のデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合であっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

4 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。

(第三者の利用)

第23条 契約者は、第三者に本サービスの一部または全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して当社は一切の責任を負いません。

(賠償請求)

第24条 契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して当社が被った損害の賠償を請求できるものとし、

第7章 秘密保持及び個人情報の管理

(秘密保持義務)

第25条 契約者および当社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。

2 前項にかかわらず、契約者および当社は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとし、

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとし、

(1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

(2) 開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

(個人情報の利用目的)

第26条 当社は、契約者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の本サービスを申込むに当たり必要となる個人情報を、以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとし、

(1) 契約の履行（商品、サービスの提供等）のため

(2) 商品、サービスに関する情報の提供および提案のため

(3) 商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お願い、連絡、回答のため

(4) 商品、サービス、その他問合せ、依頼等の対応ため

(5) 料金等の請求、回収、支払い等の事務処理を行うため

(6) その他一般事務の連絡、問合せ、回答のため

(7) 契約者から同意を得た範囲内で利用する場合

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

(個人情報の第三者への開示、提供)

第27条 当社は、以下のいずれかに該当する場合を除いて契約者から収集した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。

(1) 法令の定めによる場合

(2) 契約者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

(3) 限定された特定の業務（サーバー運用の委託、ドメイン情報の登録等サービスの運営に不可欠な業務）で開示・提供する場合

(4) 予め契約者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

第8章 雑則

(通信設備等)

第28条 契約者は、契約者の費用と責任において本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約、その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを經由して本サービスを利用するものとします。

(接続環境)

第29条 当社は、契約者が本サービスを利用するためのインターネット接続環境について、何等の責任も負わないものとします。

(ID、パスワードの管理)

第30条 契約者は、本サービスにて提供されるID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。

2 契約者は、ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者にその旨を通知するものとします。

(禁止行為)

第31条 契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- (1) アダルト系や猟奇ものコンテンツの掲載・流布等、公序良俗に反する行為
- (2) レンタルサーバーを媒体とする犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
- (3) 他人の著作権を侵害する行為
- (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷する行為
- (6) その他、法令に違反する行為
- (7) 本サービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為
- (8) その他、前各号に類する行為

(契約者のデータの権利)

第32条 契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

(指定ソフトウェア)

第33条 当社は、本サービス利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

(第三者への委託)

第34条 当社は、本サービスに関する業務を必要に応じ第三者に委託・運用することができるものとします。

(地位の承継)

第35条 契約者が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から1カ月以内にその旨を書面で当社に通知するものとします。

(連絡先等の変更)

第36条 契約者は、その氏名、名称、住所、居所、その他連絡先等に変更が生じたときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。尚、この変更の通知の遅延等により、契約者が不利益を被った場合等いかなる場合においても、当社は何等の責任も負わないものとします。

(準拠法)

第37条 利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第38条 利用契約および本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この約款は、平成23年5月1日から適用されます。

<当社連絡先>

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号

TEL. 03-6855-8189 FAX. 03-6855-8190

株式会社ハイパー コラボノート SaaS 担当

別紙 1

料金表

『コラボノート SaaS』のご利用には、

1. サービスを利用されるユーザーごとに必要となるユーザーライセンス料
2. 同時にログインが可能なユーザー数を設定する同時ログイン機能利用料
3. サーバー領域利用料

が必要となります。

設定料金

項目	内容	設定費
初期登録料	本サービス開始時の初期設定料金です。	10,000 円
ユーザーライセンス数の変更 ※1	ユーザーライセンス数のご契約数の変更手数料です。(1 作業ごと)	5,000 円
同時接続ユーザー数の変更 ※2	同時に接続できるユーザー数のご契約数の変更手数料です。(1 作業ごと)	5,000 円
サーバー領域容量の変更	サーバー領域として利用できる容量の変更手数料です。(1 作業ごと)	5,000 円

※1 変更後のユーザーライセンス数分のユーザーライセンス料が必要です。

※2 変更後の同時ログインユーザー数分の同時ログイン機能利用料が必要です。

月額利用料金

項目	内容	月額料金
フル機能ユーザーライセンス料	全ての機能を利用可能なユーザー (1 ユーザー単位)	300 円
制限付きユーザーライセンス料	一部機能の利用が制限されたユーザー (1 ユーザー単位)	100 円
同時ログイン機能利用料	本サービスに同時に接続 (ログイン) できる機能 の利用料です。(1 同時ログインユーザー数ごと)	700 円
サーバー領域利用料	使用するサーバー領域の利用料です。 (1 GB ごと)	800 円

※表示料金は全て税抜価格です。別途消費税が加算されます。